

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(次世代ネットワークに係る平成21年度の接続料の設定)

意 見	再 意 見	考 え 方
意見1 社会的インフラであるNTT東西の接続料はできる限り低廉化が図られるべきであるため、ひかり電話及びNGNへの移行計画等を明示し、ネットワーク全体のコストを考慮した上で、接続料算定の在り方等を総合的に見直すための議論を早急に開始することが必要。	再意見1	考え方1
<p>○ 国内における現在の経済不況を考慮すれば、通信事業全体の需要の拡大と発展のために、より低廉な接続料が設定される必要性が高まってきており、特に不可欠設備としての社会的インフラである東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)殿(以下、NTT東日本とNTT西日本を合わせて「NTT東西」という。)の接続料については、出来る限りの低減化が図られるべきと考えます。そのためには、NTT東西殿において、早期にひかり電話サービス及びNTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)への移行計画等の情報を公に明示した上で、NTT東西殿のネットワーク全体にかかるコストを考慮し、各サービスの接続料算定の在り方等を総合的に見直すための議論を早急に開始することが必要と考えます。</p> <p>なお、本変更案の対象であるNTT-NGNについて</p>	<p>○ 左記意見に賛同いたします。</p> <p>実際費用方式に基づく平成21年度接続料に対する意見書でも申し上げたとおり、音声通話に代表される既存ネットワークのサービスは、トラフィックの減少や保守コストの増加が見込まれ、今後も接続料が上昇していくことが予想されています。NTT東・西はユニバーサルサービス制度による補填を受けながら加入電話や公衆電話を提供していることから、抜本的な対策を講じないままこれらのサービスを維持し続けることには、ネットワークの効率性、ひいては国民的利益の観点で問題があると考えます。</p> <p>そのため、NTT東・西は早期にこれらのサービスの扱い及びNGN・光サービスへの移行に関する計画等の情報を明らかにし、公の議論として、NTT東・西のネットワーク全体のコストを見据えて、各サービスの接続料算定の方法やユニバーサルサ</p>	<p>○ NGNは、利用者数・サービス内容ともに発展期にあるネットワークであるため、今後のネットワークの急速な発展に応じて、接続料算定の在り方等を適時適切に見直すことが必要である。</p> <p>当該見直しを行う場合には、PSTNからIP網への移行の進展状況を踏まえることも必要となるが、そのためには、PSTNからの具体的移行展望等が明らかとなることが必要であるため、NTT東西にあつては、平成22年度に公表予定の概括的展望において、必要な情報の積極的な開示を行うことが期待される。</p>

<p>は、当該ネットワークが公衆交換電話網(PSTN)等の既存ネットワークの代替的サービスとして、効率的なネットワーク構成で構築されていること等に鑑みれば、その接続料については PSTN 等の既存ネットワークにおける接続料よりも廉価なものであることが必須です。また、今後の IP 化の進展に伴い、相応の需要増が見込まれることから、当該需要に見合い、かつ、十分な客観性・透明性を確保した算定方式を採用すべきであると考えます。</p> <p>また、後述するとおり、NTT-NGN 接続料については、引き続き検討すべき課題等が数多く存在することから、それらについては、別途研究会を立ち上げる等によって更に議論を深める必要があると考えます。具体的には、PSTN 接続料における長期増分費用モデル研究会と同様に、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場(以下、「NTT-NGN 接続料研究会」という。)を設けた上で、継続して議論を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ービス制度の在り方を総合的に見直すことが急務であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見2 平成21年度接続料と平成22年度以降の接続料に大きな乖離が生じると、利用者に不利益を与える可能性もあるため、プライシング等の考え方について引き続き検討すべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 今回申請された平成21年度のNGNの接続料算定については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」の結論に基づいて行われたものと理解しております。</p> <p>なお、平成22年度以降の接続料については、平成20年度終了後に作成・公表される接続会計のデ</p>	<p>○ KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)殿、イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿及びイー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。)殿の意見に賛同します。</p> <p>東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という)殿及び西日本電信電話株式会社(以</p>	<p>○ 平成21年度の接続料算定では、中継ルータと伝送路の費用配賦を行う際のコストドライバとしてポート容量比が採用されている。</p> <p>これは、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書(08年12月。以下「報告書」という。)において示されたとおり、NGNが</p>

<p>ータを用いて改めて算定されるものですが、平成21年度の接続料と大きな乖離が生じた場合には利用者に対して大きな不利益を与える可能性もあることから、プライシング等の考え方については、引き続き検討することが必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>下、「NTT 西日本」という)殿(以下、NTT 東日本及びNTT 西日本を合わせて、「NTT 東西」という)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)の接続料算定に関しては、引き続き検討すべき課題が存在しています。</p> <p>従って、KDDI 殿が主張しているプライシングの考え方や、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が主張しているコストドライバの在り方のほか、長期の将来原価方式の採用を前提とした接続料算定方式の在り方や帯域換算係数及び QoS の加味の適正性等については、弊社共の当初意見でも述べたとおり別途研究会を立ち上げる等によって更に議論を深める必要があるものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>商用開始(08年3月)後1年を経過しておらず予測に必要なデータが十分に蓄積されていない段階であることを考慮してあくまでも暫定的に認められるものであり、平成22年度以降の接続料算定では、アクティビティ等を考慮した想定トラフィック比等への見直しが適当と考えられる。</p> <p>ただし、コストドライバを変更することにより、接続料水準が急激に変動する場合には、接続事業者の経営に影響を与えるとともに、利用者料金の上昇を招来するおそれがあるため、実際に接続料を設定(プライシング)する際には、接続事業者や利用者を与える影響も考慮しつつ行うことが必要である。</p>
<p>意見3 NGN は今後需要の増加が見込まれること、接続事業者における事業の予見可能性の向上を図ること等を考慮し、5年間の将来原価方式での算定を求めべき。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 長期の将来原価方式の採用について</p> <p>NTT-NGN 接続料の算定については、平成 20 年 12 月 10 日提出の「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書案に対する弊社共意見書(以下、「報告書案に対する弊社共意見書」という。)でも述べたとおり、NTT-NGN が新規サービスであり今後需要の増加が見込まれること、接続事業者における事業の予見可能性の向上を図る必要があること、及び 1.はじめに でも述べたとおり、NTT 東西殿の接続料は出来る限りの低減化が図られるべきであること等を考慮すれば、NTT 東西殿に対して 5 年間</p>	<p>○ 接続料は、実際にご利用いただいている設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価で算定することが基本であると考えていますが、当社のNGNは、H20年3月末に商用サービスを開始したところであり、接続会計に基づく実績原価がないことから、今回、将来原価方式により算定しています。</p> <p>将来原価方式の算定期間については、先々の需要や技術の変化等を見通すことは困難であること、また、できる限り早期に実績原価での算定に移行することが適当であると考えことから、算定期</p>	<p>○ 考え方2のとおり、平成21年度の接続料算定で用いられているポート容量比は、あくまでも暫定的なコストドライバとして認められるものであるため、当該コストドライバを用いて接続料を算定する期間はできる限り短期間に設定することが適当である。よって、今回の申請において算定期間を1年間としていることは適当と考えられる。</p> <p>また、算定期間の設定に当たっては、既存機能との間の接続料水準の差異等が接続事業者や利用者を与える影響を考慮しつつ行うことが適当であるが、今回申請のIGS機能の接続料(3分単位)</p>

<p>の将来原価方式での算定を求めるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>間は1年としています。 (NTT 東日本、NTT 西日本)</p>	<p>は、固定電話における類似機能であるIC接続の接続料よりも低廉な水準に設定されているため、この点からも今回申請の算定期間は問題ないと考えられる。</p>
<p>意見4 予測と実績の乖離が発生しないようにするため、予想設備数及びトラヒックの妥当性を検討すべきであり、今後の予測の算出については、研究会を設けて議論すべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 予想される設備数及びトラヒックの検証 将来原価方式の採用に当たり、予測と実績の乖離が発生しないようにするためにも、需要予測の精度を高めることが必要です。従って、今回の認可可否の検討あたっては、NTT 東西殿より提示されている予想される設備数及びトラヒックの妥当性を検討すべきであり、加えて、今後の予測の算出については、NTT-NGN 接続料研究会の場を活用し、関係者間で十分に議論を行っていく等のプロセスを採用すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 今回申請した接続料については、網使用料算定根拠の開示や事業者説明会の開催により、その算定の適正性に関して可能な限りの情報を提供しており、妥当性の検討は十分可能であると考えます。 (NTT 東日本、NTT 西日本)</p> <p>○ ソフトバンク殿のご意見に賛成致します。 NTT東西殿においては、B フレッツにおける加入者計画を下方修正し(NTT殿「2009年3月期第2四半期決算資料」(2008年11月7日付))当初予定していた2010年度2000万加入達成も困難な状況となっており、新たな研究会の立上げに関わらず、需要予測を検証することは適正な接続料を算定する上で非常に有用であると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 本申請に係る接続料は、平成21年度におけるフレッツ光ネクストやひかり電話のユーザ数等を予測し、必要となる設備量を算定した上で、当該設備に係る取得固定資産価額をベースに、網改造料の算定方式に準拠して各費用の算定等を行っており、適切なものと認められる。 また、設備量等の予測の根拠となるフレッツ光ネクストやひかり電話の予測契約数等は、網使用料算定根拠において開示されており、接続事業者の検証可能性は確保されていると考えられる。</p>
<p>意見5 コストドライバについては実績トラヒック比の採用が望ましく、引き続き検討を行うとともに、実績トラヒック採用までの間は、当面の次善の策として、想定トラヒック比の早期適用を目指すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ コストドライバの今後の在り方 コストドライバについては、客観性・透明性等の観</p>	<p>○ ポート容量比は使用可能量(キャパシティ)に着目し費用配賦を行う方法、想定トラヒック比は使用</p>	<p>○ 考え方2のとおり、平成21年度の接続料算定で用いられるポート容量比はあくまでも暫定的なコス</p>

<p>点からは実績トラヒック比の採用が望ましく、まずは NTT-NGN 接続料研究会において将来の採用可能性について引き続き検討を行うべきです。その上で、平成 20 年 12 月 25 日公表の「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について 報告書」において、本来は想定トラヒック比が望ましいところ暫定的にポート容量比による費用配賦を認めることが適当、とされていることを踏まえ、実績トラヒックが採用可能となるまでの期間における当面の次善の策として、想定トラヒック比の早期適用を目指すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>量(想定した使用トラヒック)に着目し費用配賦を行う方法ではありますが、ネットワークコストを配賦するコストドライバとしては、どちらも一定の合理性を有するものと考えます。</p> <p>また、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書にあるように、2010年度以降の接続料の算定に際しては、接続事業者や利用者を与える影響も考慮しつつコストドライバを検討していく必要があると考えており、2010年度に必ずポート容量比から想定トラヒック比又は実績トラヒック比に変更すべきということではないと理解しています。</p> <p>(NTT 東日本、NTT 西日本)</p> <p>○ ソフトバンク殿のご意見に賛成致します。</p> <p>弊社意見にもあります通り、より適正な接続料の算定及び費用配賦の基本的な考え方である活動基準原価帰属(ABC)を早期に実現すべく、トラヒック等のアクティビティに着目したドライバを平成 22 年度適用の接続料から採用できるよう検討が必要であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>トドライバとして認められるものであるため、平成 22 年度以降の接続料算定に当たっては、NGN の利用実績に係るデータの蓄積状況等を踏まえ、報告書で示された想定トラヒック比又はポート実績トラヒック比、更にこれら以外の選択肢も含めて、コストドライバの在り方について検討を深めることが適当である。</p>
<p>意見6 より適正な接続料算定の考え方である活動基準原価帰属(ABC)を早期に実現すべく、アクティビティに着目したドライバを平成 22 年度接続料から採用できるよう、引き続き検討すべき。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 平成 21 年度接続料のアンバンドル機能別費用算定上のコストドライバについては、暫定ドライバとして、ポート容量比が採用されていますが、より適正な接続料の算定及び費用配賦の基本的な考え方であ</p>	<p>○ KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)殿、イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿及びイー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。)殿の意見に賛同します。</p>	<p>○ 考え方5に同じ</p>

る活動基準原価帰属(ABC)を早期に実現すべく、トラフィック等のアクティビティに着目したドライバを平成22年度適用の接続料から採用できるよう今後も引き続きの検討が必要であると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という)殿(以下、NTT 東日本及びNTT 西日本を合わせて、「NTT 東西」という)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)の接続料算定に関しては、引き続き検討すべき課題が存在しています。

従って、KDDI 殿が主張しているプライシングの考え方や、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が主張しているコストドライバの在り方のほか、長期の将来原価方式の採用を前提とした接続料算定方式の在り方や帯域換算係数及び QoS の加味の適正性等については、弊社共の当初意見でも述べたとおり別途研究会を立ち上げる等によって更に議論を深める必要があるものと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- ポート容量比は使用可能量(キャパシティ)に着目し費用配賦を行う方法、想定トラフィック比は使用量(想定した使用トラフィック)に着目し費用配賦を行う方法ではありますが、ネットワークコストを配賦するコストドライバとしては、どちらも一定の合理性を有するものと考えます。

また、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書にあるように、2010年度以降の接続料の算定に際しては、接続事業者や利用者を与える影響も考慮しつつコストドライバを検討していく必要があると考えており、2010年度に必ずポート容量比から想定トラフィック比又は実績トラ

	<p>ヒック比に変更すべきということではないと理解しています。</p> <p>(NTT 東日本、NTT 西日本)</p>	
意見7 帯域等換算係数を用いずに算定した場合の結果を公表の上、その妥当性を検討すべき。また、同係数やQoSの効果については、非常に複雑な問題であるため、研究会の場を設けて議論すべき。	再意見7	考え方7
<p>○ 帯域等換算係数及び QoS の加味の適正性</p> <p>帯域等換算係数は、利用者料金とコストのバランスや適正性等の観点において許容し難い乖離等の存在があり、公正競争確保の観点から問題がある場合にはじめて導入が検討されるべきものです。今回の補正により、映像系サービスやテレビ電話等に係る費用が、従来の電話に置き換えられ得る基本的サービスであるひかり電話の費用に片寄せされることがあってはならず、今回の認可にあたっては、まずは帯域等換算係数を用いずに算定した場合のコスト配賦の結果及び接続料水準を公表の上、当該係数の採用の妥当性を検討すべきです。</p> <p>報告書案に対する弊社共意見書で述べたとおり、帯域等換算係数や QoS の効果の考え方については、ネットワーク設備をどのような方針に基づき補強するか条件に左右される等、非常に複雑な問題であることから、これらの要素をどのように考慮すべきかについては、NTT-NGN 接続料研究会において議論を深めることが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 帯域換算係数は、一般的にIP系の装置価格が帯域差ほど費用差が生じておらずスケールメリットが働くことに着目して設定しているものであり、適正なコスト算定の観点から適当であると考えます。</p> <p>また、QoS換算係数は、QoSの有無・程度に応じて帯域の確保の割合が異なる点に着目して設定しているものであり、適正なコスト算定の観点から適当であると考えます。</p> <p>なお、こうした考えに基づくコスト算定については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書の趣旨にも沿ったものと考えます。</p> <p>(NTT 東日本、NTT 西日本)</p> <p>○ ソフトバンク殿のご意見に賛成致します。</p> <p>帯域等換算係数及び QoS の加味については今回はじめて導入が検討された係数であり、その適正性について、新たな研究会の立上げに関わらず、議論を深め検証していくことは非常に重要なことであると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ NGNは発展段階にあり、需要のマイグレーションも考慮する必要があるため、帯域換算係数の設</p>	<p>○ NGNは、使用帯域に大きな差異のある映像系・音声系サービス、QoSの有無・程度に差異のあるサービスなど、性質・品質の異なる多様なサービスが統合的に提供されるネットワークであることを踏まえ、今回の接続料算定では、費用配賦上の新たな措置を講じているところである。具体的には、</p> <p>①帯域差ほど費用差が生じておらずスケールメリットが働く点に着目し、IP系のネットワークに用いられる一般的な装置の市販価格を用いて設定した換算係数により、帯域を換算して費用配賦を行うとともに、</p> <p>②QoSを確保する最優先通信と高優先通信では、「ゆらぎ」に対応するため、要求した帯域に上乗せした帯域を確保している点に着目し、当該上乗せ帯域を含めた帯域で費用配賦を行っている。</p> <p>○ これらは、報告書に示された考え方に基づくものであり、一定の客観性・合理性があると考えられるが、帯域換算については、今後のIP系装置の市販価格の経年変化によって見直しが必要となる事態が想定され、またQoSの有無・程度の反映方法も、NTT東西が、需要の増加に応じて今後NGN設備をどのように増強するかの方針等によって異なり得ることから、帯域換算やQoSの有無・程度</p>

	<p>定やQoSの考慮の方法も含め、今回の接続料算定に用いられたコストドライバや手法は、あくまで暫定的なものであると理解しております。</p> <p>「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書でも示されているとおり、今回決めたルールは固定的なものとはせず、適時・適切に段階を追って見直していく必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>の反映方法については、引き続き検討を深めることが適当である。</p>
<p>意見8 QoS換算係数及び帯域等換算係数は非常に有意義だが、その設定内容の適正性について今後も検証が必要。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 今回、QoS換算係数が設定されており、QoSの差異によって通信サービスの品質が異なりネットワークへの負荷の程度や最終利用者へのサービスの提供条件にも差異が発生することを踏まえれば非常に有意義なことであると考えますが、その設定内容の適正性について今後も検証が必要であると考えます。</p> <p>また、適正性の検証については帯域等換算係数においても同様に必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)殿、イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿及びイー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。)殿の意見に賛同します。</p> <p>東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という)殿(以下、NTT 東日本及びNTT 西日本を合わせて、「NTT 東西」という)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)の接続料算定に関しては、引き続き検討すべき課題が存在しています。</p> <p>従って、KDDI 殿が主張しているプライシングの考え方や、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が主張しているコストドライバの在り方のほか、長期の将来原価方式の採用を前提とした接続料算定方式の在り方や帯域換算係数及び QoS の加味の適正性等については、弊社共の当初意見でも述べたとおり別途研究会を立ち上げる等によって更に議論を深める必要があるものと考えます。</p>	<p>○ 考え方7に同じ。</p>

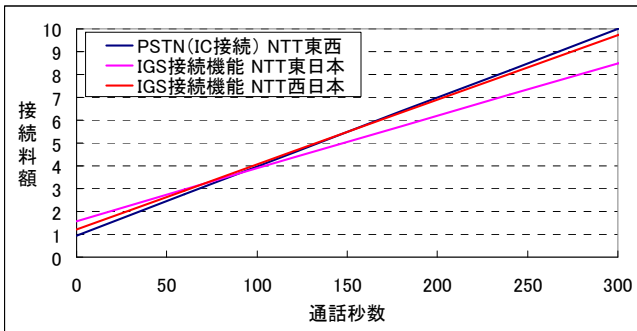
	<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 帯域換算係数は、一般的にIP系の装置価格が帯域差ほど費用差が生じておらずスケールメリットが働くことに着目して設定しているものであり、適正なコスト算定の観点から適当であると考えます。</p> <p>また、QoS換算係数は、QoSの有無・程度に応じて帯域の確保の割合が異なる点に着目して設定しているものであり、適正なコスト算定の観点から適当であると考えます。</p> <p>なお、こうした考えに基づくコスト算定については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書の趣旨にも沿ったものと考えます。 (NTT 東日本、NTT 西日本)</p> <p>○ NGNは発展段階にあり、需要のマイグレーションも考慮する必要があるため、帯域換算係数の設定やQoSの考慮の方法も含め、今回の接続料算定に用いられたコストドライバや手法は、あくまで暫定的なものであると理解しております。</p> <p>「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書でも示されているとおり、今回決めたルールは固定的なものとせず、適時・適切に段階を追って見直していくことが必要です。 (KDDI)</p>	
<p>意見9 IGS 接続機能に係る接続料は、IC 接続機能よりも時間によっては割高になっているが、NGN の接続料は PSTN に比べてより低廉であるべきであり、算定の諸条件の詳細な情報開示とともに、その妥当性</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>

を検証すべき。

○ IGS 接続機能に係るコストについて

今回認可申請がなされている IGS 接続機能に係る接続料と、現在 NTT 東西殿より認可申請がなされている長期増分費用方式に基づく接続料とを比較すると、保留時間によっては IGS 接続機能に係る接続料の方が割高となります(下記の図を参照願います)。

<図: PSTN(IC 接続) 接続料と IGS 接続機能接続料との比較>



NTT-NGN が PSTN 等の既存ネットワークの代替サービスとして効率的なネットワーク構成で構築されていること等を考慮すると、IGS 接続機能に係る接続料はより低廉であるべきであり、今回の認可にあたっては、算定の諸条件の詳細な情報開示と共に、その妥当性を検証すべきと考えます。一例を以下に記述します。

【具体例: SIP サーバの接続料原価】

次世代ネットワークに係る平成 21 年度の接続料の設定に関する NTT 東西殿の接続約款変更申請概要資料によれば、NGN 設備の取得固定資産価額は、平成 21 年度の予測契約数に基づき必要となる設備量を設定した上で算出されており、また、ひかり

○ 今回申請の接続料は、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書(H20.12.25)を踏まえ、接続料規則に基づいて、電気通信事業会計の営業費用等をベースとして算出したコストに適正利潤を加えて設定しており、適切な料金であると考えています。

また、NGNとPSTNでは、網の構成が異なっており、料金を一概に比較することは困難と考えますが、例えば、回数比例コストの対象をみても、NGNはSIPサーバ、PSTNは交換機の中央処理装置等となっており、両者のコスト差等により、結果としてそのような差が生じているものと考えます。

なお、IGS接続機能の接続料は3分あたり5.73円【NTT 東日本】6.33円【NTT 西日本】(認可申請中の中継交換機能の3分あたり0.41円を含む)であり、長期増分費用方式に基づき算定したIC接続の3分あたり6.38円(認可申請中)より低廉な料金となっています。

SIPサーバについては、例えば、既存ひかり電話のユーザのトラヒックの一部をNGNのSIPサーバで制御していることや、導入時期の相違による減価償却費、当年度取得固定資産額比により配賦される試験研究費などに差があること等により、NGNの方が、既存ひかり電話網よりもSIPサーバに係る総コストが大きくなっています。

(NTT 東日本、NTT 西日本)

○ IGS接続機能の接続料は、固定電話のIC接続の接続料と比較すると、「1通信ごとの料金」は高いが、「1秒ごとの料金」は低い水準となっている。

このため、3分換算で比較する場合には、IGS接続機能の接続料は、IC接続よりも低い水準となるが、一定時間よりも短い通話の場合には、接続料全体に占める「1通信ごとの料金」の割合が、「1秒ごとの料金」に比して大きくなることから、IGS接続機能の接続料の方が高い水準となる。

「1通信ごとの料金」は、IGS接続機能ではSIPサーバ、IC接続では交換機の中央処理装置等と、異なる装置のコストに基づき算定された結果であるが、前者は、後者に比べ、呼の設定に関して高度な制御を行っていることから、上記のような水準差が生じることについては、合理性があると考えられる。

また、NGNとひかり電話網のSIPサーバの接続料原価の差異については、NTT東西の再意見にあるとおり、両設備には、導入時期の相違による減価償却費、当年度取得固定資産額比により配賦される試験研究費などに差があり、これらが料金水準の差に現れているものであるため、合理性があると考えられる。

<p>電話網のコスト算定においては、平成 19 年度接続会計から推計したコストに既存ひかり電話のユーザの伸び率等を考慮して予測・算定されています。</p> <p>また、平成 21 年 2 月 3 日に実施された接続約款変更に係る事業者向け説明会の資料によれば、平成 21 年度末におけるひかり電話の ch 数(チャンネル数)は、NTT 東日本殿において 596 万 ch ですが、このうち NTT-NGN 収容数は 93 万 ch と推定され(NTT 西日本殿においては、517 万 ch のうち、NGN 収容数は 47 万 ch)、NGN 収容数は既存ひかり電話収容数よりも大幅に少ないと考えられます。</p> <p>一方、IGS 接続機能のセットアップ料金となる SIP サーバの接続料原価(回数比例コスト)について、下記の表のとおりユーザ数の少ない NGN のほうが既存ひかり電話網に比べ大幅に高いものとなっており、詳細な情報開示とともにこの要因及びその妥当性を検証する必要があると考えます。</p> <p><表: SIP サーバの接続料原価の比較></p> <table border="1" data-bbox="159 922 788 999"> <thead> <tr> <th></th> <th>NGN</th> <th>既存ひかり電話網</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT 東日本殿</td> <td>5,860 百万円</td> <td>2,773 百万円</td> </tr> <tr> <td>NTT 西日本殿</td> <td>3,113 百万円</td> <td>2,176 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		NGN	既存ひかり電話網	NTT 東日本殿	5,860 百万円	2,773 百万円	NTT 西日本殿	3,113 百万円	2,176 百万円		
	NGN	既存ひかり電話網									
NTT 東日本殿	5,860 百万円	2,773 百万円									
NTT 西日本殿	3,113 百万円	2,176 百万円									
<p>意見 10 算定に用いられた数値の根拠が十分でなく原価算定等の適正性を確認できないため、根拠資料の開示と適正性の検証が必要。</p>	再意見 10	考え方 10									
<p>○ 接続約款認可申請された NGN の接続料金は「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」にて整理された考え方に基づいているとのことですが、相</p>	—	○ 考え方 4 に同じ									

<p>互接続事業者の視点からでは算定に用いられた数値の根拠が十分でなく原価算定等の適正性を確認できないため、これらの根拠資料の開示と適正性の検証が必要と考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>																																																																																																																																												
<p>意見 11 「需要数の算定」と「設備別取得固定資産価額」の関係について、東西間でバラツキが散見されるため、運用効率を検証できる情報開示が必要。</p>	再意見 11	考え方 11																																																																																																																																										
<p>○ 「需要数の算定」と「設備別取得固定資産価額」の関係について</p> <p>設備投資は想定される需要数に見合った額であるべきと考えます。下表はNTT東西殿別の需要数と設備別取得固定資産価額の関係として、単位加入当たりの各設備固定資産額を比較したのですが、設備別・東西別にて確認しますとバラツキが散見されます。設備投資は、事業者毎の経営判断に依るものであることは理解しますが、運用効率の高さを検証できる情報の開示を求めます。</p> <p>(需要数の算定) 単位:万契約</p> <table border="1" data-bbox="145 965 689 1045"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">NTT東日本</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">NTT西日本</th> </tr> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フレッツひかりネクスト</td> <td>40</td> <td>127</td> <td>フレッツひかりネクスト</td> <td>7</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>純増数</td> <td></td> <td>87</td> <td>純増数</td> <td></td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>(取得固定資産価額) 単位:百万円</p> <table border="1" data-bbox="145 1061 801 1284"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">NTT東日本</th> <th colspan="4">NTT西日本</th> </tr> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容ルータ</td> <td>10,989</td> <td>25,576</td> <td>201.4</td> <td>167.9</td> <td>6,655</td> <td>12,416</td> <td>221.7</td> <td>117.6</td> </tr> <tr> <td>中継ルータ</td> <td>8,127</td> <td>18,508</td> <td>145.7</td> <td>119.3</td> <td>7,185</td> <td>15,064</td> <td>269.0</td> <td>160.8</td> </tr> <tr> <td>MG</td> <td>1,955</td> <td>5,619</td> <td>44.2</td> <td>42.1</td> <td>1,324</td> <td>3,549</td> <td>63.4</td> <td>45.4</td> </tr> <tr> <td>GWルータ</td> <td>113</td> <td>113</td> <td>0.9</td> <td>0.0</td> <td>130</td> <td>132</td> <td>2.4</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>網終端装置(ISP)</td> <td>3,927</td> <td>6,121</td> <td>48.2</td> <td>25.2</td> <td>1,023</td> <td>3,586</td> <td>64.0</td> <td>52.3</td> </tr> <tr> <td>網終端装置(VPN)</td> <td>929</td> <td>1,257</td> <td>9.9</td> <td>3.8</td> <td>520</td> <td>1,555</td> <td>27.8</td> <td>21.1</td> </tr> <tr> <td>SN取容ルータ</td> <td>141</td> <td>592</td> <td>4.7</td> <td>5.2</td> <td>54</td> <td>448</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>SIPサーバ</td> <td>7,087</td> <td>15,991</td> <td>125.9</td> <td>102.3</td> <td>4,621</td> <td>7,359</td> <td>131.4</td> <td>55.9</td> </tr> <tr> <td>伝送路</td> <td>14,909</td> <td>35,120</td> <td>276.5</td> <td>232.3</td> <td>8,460</td> <td>17,020</td> <td>303.9</td> <td>174.7</td> </tr> <tr> <td>OPシステム等</td> <td>2,792</td> <td>5,150</td> <td>40.6</td> <td>27.1</td> <td>2,317</td> <td>3,791</td> <td>67.7</td> <td>30.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>50,948</td> <td>114,047</td> <td>898.0</td> <td>725.3</td> <td>32,289</td> <td>64,919</td> <td>1,159.3</td> <td>665.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(A) 平成21年度 固定資産価格÷平成21年度需要数 1万契約数当たりの取得固定資産額</p> <p>(B) 平成20～21年度 固定資産価格純増額 ÷ 平成20～21年度 需要純増数 純増1万契約数当たりの純増固定資産額</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	区分	NTT東日本		区分	NTT西日本		平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	フレッツひかりネクスト	40	127	フレッツひかりネクスト	7	56	純増数		87	純増数		49		NTT東日本				NTT西日本				平成20年度	平成21年度	(A)	(B)	平成20年度	平成21年度	(A)	(B)	収容ルータ	10,989	25,576	201.4	167.9	6,655	12,416	221.7	117.6	中継ルータ	8,127	18,508	145.7	119.3	7,185	15,064	269.0	160.8	MG	1,955	5,619	44.2	42.1	1,324	3,549	63.4	45.4	GWルータ	113	113	0.9	0.0	130	132	2.4	0.0	網終端装置(ISP)	3,927	6,121	48.2	25.2	1,023	3,586	64.0	52.3	網終端装置(VPN)	929	1,257	9.9	3.8	520	1,555	27.8	21.1	SN取容ルータ	141	592	4.7	5.2	54	448	8.0	8.0	SIPサーバ	7,087	15,991	125.9	102.3	4,621	7,359	131.4	55.9	伝送路	14,909	35,120	276.5	232.3	8,460	17,020	303.9	174.7	OPシステム等	2,792	5,150	40.6	27.1	2,317	3,791	67.7	30.1	合計	50,948	114,047	898.0	725.3	32,289	64,919	1,159.3	665.9	<p>○ 今回の接続料算定において、フレッツ光ネクスト等の需要数やエリア展開を予測し、これに基づき必要最低限の設備量を設定した上で、当該設備に係る取得固定資産価額を算出しており、適切なものであると考えています。</p> <p>なお、東西間の差異について詳細な分析はしておりませんが、エリア拡大のテンポや需要数の違い等も影響しているものと思われます。</p> <p>(NTT 東日本、NTT 西日本)</p>	<p>○ 本申請に係る接続料は、平成21年度におけるフレッツ光ネクストやひかり電話のユーザ数等を予測し、必要となる設備量を算定した上で、当該設備に係る取得固定資産価額をベースに、網改造料の算定方式に準拠して各費用の算定等を行っており、適切なものと認められる。</p> <p>なお、NTT東日本とNTT西日本では、NGNの提供エリアの展開スケジュールやフレッツ光ネクスト等の需要数の予測も異なることから、「需要数の算定」と「設備別取得固定資産価額」の関係に差異が生じること自体は問題ないとする。</p>
区分		NTT東日本			区分	NTT西日本																																																																																																																																						
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度																																																																																																																																								
フレッツひかりネクスト	40	127	フレッツひかりネクスト	7	56																																																																																																																																							
純増数		87	純増数		49																																																																																																																																							
	NTT東日本				NTT西日本																																																																																																																																							
	平成20年度	平成21年度	(A)	(B)	平成20年度	平成21年度	(A)	(B)																																																																																																																																				
収容ルータ	10,989	25,576	201.4	167.9	6,655	12,416	221.7	117.6																																																																																																																																				
中継ルータ	8,127	18,508	145.7	119.3	7,185	15,064	269.0	160.8																																																																																																																																				
MG	1,955	5,619	44.2	42.1	1,324	3,549	63.4	45.4																																																																																																																																				
GWルータ	113	113	0.9	0.0	130	132	2.4	0.0																																																																																																																																				
網終端装置(ISP)	3,927	6,121	48.2	25.2	1,023	3,586	64.0	52.3																																																																																																																																				
網終端装置(VPN)	929	1,257	9.9	3.8	520	1,555	27.8	21.1																																																																																																																																				
SN取容ルータ	141	592	4.7	5.2	54	448	8.0	8.0																																																																																																																																				
SIPサーバ	7,087	15,991	125.9	102.3	4,621	7,359	131.4	55.9																																																																																																																																				
伝送路	14,909	35,120	276.5	232.3	8,460	17,020	303.9	174.7																																																																																																																																				
OPシステム等	2,792	5,150	40.6	27.1	2,317	3,791	67.7	30.1																																																																																																																																				
合計	50,948	114,047	898.0	725.3	32,289	64,919	1,159.3	665.9																																																																																																																																				

<p>意見 12 NGNの各設備別コスト(年経費)及び各機能別の接続料原価については、平成 21 年度だけでなく、平成 20 年度における情報開示も必要。</p>	<p>再意見 12</p>	<p>考え方 12</p>
<p>○ 平成 20 年度におけるNGNの各設備別コスト(年経費)及び各機能別の接続料原価の情報開示 網使用料の算定根拠において、NGN設備の「設備別取得固定資産価額」は平成 21 年度だけでなく平成 20 年度も示して頂いておりますが、その後のコストリング過程における「各設備別コスト(年経費)」「各機能別の接続料原価」についても、適正に原価を算定しているか比較検証していくために平成 20 年度分も開示すべきです。 (フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>○ 接続料の算定期間である平成 21 年度の原価算定については、網使用料算定根拠により、妥当性の検討は十分可能であると考えており、接続料算定に直接関係のない平成 20 年度分の原価の開示は不要であると考えます。 なお、取得固定資産額については、平成 21 年度の原価を算定する際に、平成 20 年度末及び平成 21 年度末の取得固定資産価額を用いていることから、平成 20 年度末についても記載しているものです。 (NTT 東日本、NTT 西日本)</p>	<p>○ 平成21年度接続料算定で準拠している網改造料の算定式は、取得固定資産価額をベースとして接続料原価を算定するものであるが、当該取得固定資産価額は、網使用料算定根拠において平成 20年度分も開示されていることから、接続事業者の検証可能性は確保されていると考えられる。</p>
<p>意見 13 算定方法の適正性を別視点から検証するため、NGNとひかり電話別トラヒック(各年度)の情報開示が必要。</p>	<p>再意見 13</p>	<p>考え方 13</p>
<p>○ NGNとひかり電話別トラヒックの情報開示 接続料原価についてはNGNとひかり電話別の見込額が開示されていますが、トラヒックは各々示されていません。トラヒック内訳を開示いただくことによって、申請接続料に占める大凡のNGN分とひかり電話分の構成比率を導くことで算定方法の適正性を別視点から検証でき、非常に有用であると考えております。従いまして、NGNとひかり電話別トラヒック(各年度)の情報は必須と考え公開を求めます。 (フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>○ IGS接続機能の接続料は、省令に基づき、NGNと既存ひかり電話網の費用と需要を合算して算定していることから、接続料の算定に用いるトラヒックについても、合算した数値を記載しています。 (NTT 東日本、NTT 西日本)</p>	<p>○ IGS接続機能の接続料は、接続料規則において、NGNとひかり電話網の需要と費用を合算して算定することが定められているため、NGNとひかり電話別のトラヒックの開示は必要ないとする。 なお、IGS接続機能の接続料原価からは、一部の自網内呼に係るものを除くこととされているが、当該控除対象となる自網内呼のトラヒックについては、網使用料算定根拠の中で開示されており、接続事業者の検証可能性は確保されているところである。</p>

<p>意見 14 多数の事業者が利用することが想定される機能については適時・適切にアンバンドルを行い、また、NGN が本来有すべき機能については、接続費用についても、ネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用として整理すべき。</p>	<p>再意見 14</p>	<p>考え方 14</p>
<p>○ NGN は発展段階にあり、技術の進展等に伴って算定方法の見直しや、接続会計に基づいた接続料算定を行う機能の追加が必要となる可能性があります。</p> <p>NGNはボトルネック設備と一体で構築された第一種指定電気通信設備であることから、予め相互接続を前提として構築されることが適当です。その際、多数の事業者が利用することが想定される機能については、公正競争を促進する観点から適時・適切にアンバンドルを行い、当該機能がインターネット接続機能のようにNGNが本来有しておくべきものである場合には、接続費用についても、ネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用として整理すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 当社のNGNは、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものであるため、地域IP網・ひかり電話網でアンバンドルされている機能と同等の機能(収容局接続機能、中継局接続機能、IGS接続機能)については、情報通信審議会答申(平成20年3月)を踏まえ、NGNでもアンバンドルして接続料を設定しているところです。</p> <p>しかしながら、その他の多種多様な機能を予めネットワークに実装することについては、①多大な開発費用がかかること、②IP技術は技術の進展も早く、開発した機能が実際に利用されるかどうか分からないこと等から現実的でなく、あくまでも事業者からの具体的な要望を踏まえて機能を具備等することが適当であると考えます。</p> <p>なお、当該開発に要する費用については、受益者負担の考え方から、当該要望事業者において負担して頂くことが適当であると考えます。</p> <p>(NTT 東日本、NTT 西日本)</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。</p> <p>NTT-NGN は第一種指定電気通信設備として、接続事業者の要望する機能については適時・適切にアンバンドルされるべきであり、その接続費用についてもネットワークが本来有すべき機能を備えるた</p>	<p>○ アンバンドル機能の妥当性については、競争セーフガード制度による定期的な検証の対象とされており、総務省においては、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、過度の経済的負担が生じない限り、アンバンドルして提供すると基本的考え方に基づき、適宜・適切に対応することが適当である。</p> <p>なお、ネットワークが本来有すべき基本的な機能に係る費用については、接続事業者の個別負担とするのではなく、当該機能の接続料原価に算入することが適当である。</p>

	めの費用とすることを基本に整理すべきです。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見 15 イーサネット機能は、「平成22年度から接続料を設定することが適当」とのスケジュールに従って適切に接続料を設定することが必要。	再意見 15	
○ イーサネット機能については、「平成22年度から接続料を設定することが適当」との見解が示されているところであり、NTT東・西はスケジュールに従って適切に接続料を設定する必要があります。 (KDDI)	○ イーサネット接続機能については、どのネットワーク階梯で相互接続するか等によって、システム改修内容が変わってくること、また、システム改修したにも関わらず、実需要がなかった場合にはシステム改修が無駄になること等から、少なくとも、接続事業者より、具体的な接続要望をお示しいただいた上で、具体的な接続方法等について検討し、システム改修に着手する考えです。 しかしながら、当該機能のアンバンドルについては、KDDI殿からはご相談を頂いているものの、現時点、いずれの接続事業者からも、具体的な接続要望を頂いておりません。 なお、接続事業者からの要望に基づきシステム改修等を行うまでの間は、接続料を新たに設定することができないことから、ぶつ切り料金設定とする考えです。 (NTT 東日本、NTT 西日本)	○ イーサネット接続機能の接続料については、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、実際費用方式で算定した接続料について平成21年度内に接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。
	再意見 16 意見提出のあった各接続事業者は、すでにNTTに十分に対抗するだけの体力を持ちうる存在になっていると見受けられる。NTTのインフラに甘えるばかりの存在になり果てている接続事業者にさらなる自立を求める政策であるべきと考えることから、原案を支持する。	考え方 16
—	○ 接続料の変更案につきまして4グループ7社から	—

	<p>提出されております内容を拝見させていただきました。</p> <p>NTTが民営化され相当の期間が経過し、既に意見提出された各社は相当の恩恵を受け、体力的にも十分に対抗するだけのものを持ちうる存在になっていると見受けられます。当初は、これらの企業によりエンドユーザーはより低価格なコスト負担での通信の利用を実現でき、その意義は十分にあったものと理解しております。</p> <p>しかしながら、現在の各社の動向を見ますと、その意義や社会的責任を忘却し、ただただNTTのインフラに甘えるばかりの存在になり果てるように見受けられます。この事は、NTTブランドを直接利用するエンドユーザから見ると、本来私達が享受できるはずの利益をこれら事業者に不当に吸い上げられており、公平かつ公正な状態にあるとは言い難いものと言わざるを得ません。</p> <p>また、その結果、一定の品質を維持しながら低価格を実現してきた通信業界で品質劣化を起しており、エンドユーザが期待する品質を常に裏切られ続けている現状を回復するにほど遠いものとなっております。国際競争に優位性を維持できる環境を継続し保持できる日本であり続けるために、これら接続事業者へさらなる自立を求める政策であるべきと考えます。</p> <p>以上の理由から、原案を強く支持致します。</p> <p>(個人)</p>	
--	---	--